

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月17日

【報告者の名称】 日本パレットプール株式会社

【報告者の所在地】 大阪市北区芝田二丁目8番11号

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田二丁目8番11号

【電話番号】 06(6373)3231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 木下 耕治

【縦覧に供する場所】 日本パレットプール株式会社 関東支店

(東京都中央区日本橋大伝馬町6-7)

日本パレットプール株式会社 埼玉支店

(埼玉県深谷市長在家2720番1号)

日本パレットプール株式会社 中部支店

(名古屋市中区栄二丁目9番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、日本パレットプール株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、日本パレットレンタル株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年2月2日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公司公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司公開買付けの概要

当社が本公司公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(6) 本公司公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(7) 本公司公開買付けに係る重要な合意に関する事項

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 本公司買付けに関する意見の根拠及び理由

本項の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいて記載しております。

##### 本公司買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公司買付けに際して、公開買付者は、2026年1月30日付で当社の主要株主であるNIPPON EXPRESS HOLDINGS CO., LTD.(所有株式数: 180,000株、所有割合11.37%)(以下「NXHD」といいます。)との間で、NXHDが所有する当社株式の全てである180,000株(所有割合: 11.37%)(以下「本応募合意株式」といいます。)について、本公司買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公司買付けに際して、公開買付者は、2026年1月30日付で当社の第2位株主であるNIPPON EXPRESS HOLDINGS CO., LTD.(所有株式数: 180,000株、所有割合11.37%)(以下「NXHD」といいます。)との間で、NXHDが所有する当社株式の全てである180,000株(所有割合: 11.37%)(以下「本応募合意株式(NXHD)」といいます。)について、本公司買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約(NXHD)」といいます。)を、さらに2026年2月17日付で、当社の第1位株主である日本貨物鉄道株式会社(所有株式数: 194,200株、所有割合12.27%)(以下「JR貨物」といいます。)との間で、JR貨物が所有する当社株式の全てである194,200株(所有割合: 12.27%)(以下「本応募合意株式(JR貨物)」といい、本応募合意株式(NXHD)と併せて「本応募合意株式」と総称します。)について、本公司買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約(JR貨物)」といい、本応募契約(NXHD)と併せて「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結しているとのことです。

<後略>

##### 当社が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

###### ( )検討体制の構築の経緯

当社は、上記「当社を取り巻く事業環境、当社の経営課題」に記載のとおり、長期ビジョン(ありたい姿)をめざし、事業基盤の強化を図ってまいりました。しかしながら当社の主要顧客である石油化学メーカーは、近年、中国の供給過剰と国内の需要低迷から生産能力の削減と高付加価値製品へのシフトが進み生産量が低下しております。また、耐熱性に優れたプラスチックパレットの登場を背景に、当社が強みとしてきた木製パレットから、プラスチックパレットへのシフトが石油化学メーカーにおいて進んでいることに加え、プラスチックパレットレンタル市場における同業他社の攻勢は激化しております。さらに、当社の社員構成において、NXHDの完全子会社である日本通運株式会社(以下「日本通運」といいます。)及び日本貨物鉄道株式会社(以下「JR貨物」といいます。)からの出向社員の比率が高い状況ですが、日本通運及びJR貨物から、今後も同程度の出向者の受け入れを継続できるかが不透明であることや、当社従業員の平均年齢が54.5歳と上昇傾向にあることから、若年層・専門的人材の確保が経営課題となっていると認識しております。そのような経営環境において、当社のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大やDX投資、人的資本経営等の抜本的な経営・事業変革の施策を検討する必要があると考えてきました。

<後略>

(訂正後)

( ) 検討体制の構築の経緯

当社は、上記「当社を取り巻く事業環境、当社の経営課題」に記載のとおり、長期ビジョン(ありたい姿)をめざし、事業基盤の強化を図ってまいりました。しかしながら当社の主要顧客である石油化学メーカーは、近年、中国の供給過剰と国内の需要低迷から生産能力の削減と高付加価値製品へのシフトが進み生産量が低下しております。また、耐熱性に優れたプラスチックパレットの登場を背景に、当社が強みとしてきた木製パレットから、プラスチックパレットへのシフトが石油化学メーカーにおいて進んでいることに加え、プラスチックパレットレンタル市場における同業他社の攻勢は激化しております。さらに、当社の社員構成において、N X H D の完全子会社である日本通運株式会社(以下「日本通運」といいます。)及び J R 貨物からの出向社員の比率が高い状況ですが、日本通運及び J R 貨物から、今後も同程度の出向者の受け入れを継続できるかが不透明であることや、当社従業員の平均年齢が54.5歳と上昇傾向にあることから、若年層・専門的人材の確保が経営課題となっていると認識しております。そのような経営環境において、当社のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大や D X 投資、人的資本経営等の抜本的な経営・事業変革の施策を検討する必要があると考えてきました。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

本書提出日現在、当社は公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(M B O)にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が、当社の主要株主であるN X H Dとの間で、本応募合意株式を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していること、及び、本公開買付けは公開買付者が当社を完全子会社化することを前提として行われることから、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

<中略>

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見  
本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は北浜法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討しました。

その結果、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月30日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致(中山津久弘氏、小暮一寿氏、柏井省吾氏を除く当社の取締役3名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、大株主らの所有する当社株式について、公開買付者とNXHDとの間で応募契約が締結されたことに加え、後記「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者はJR貨物との間でも応募契約又は不応募契約を締結する可能性があったことも踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、現在、NXHDの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、JR貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びにJR貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社の出身者であり、かつ、その関係上、JR貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、上記決議に参加しておらず、また上記決議にあたって行われた審議にも参加しておりません。もっとも、上記決議に参加していない、中山津久弘氏、小暮一寿氏及び柏井省吾氏が会社法上の特別利害関係人ではなかたと解釈された場合に、上記取締役会の定足数を確保する観点から、大株主らの役職員を現在兼任しておらず、3名の中で相対的に最も利害関係が小さいと考えられる柏井省吾氏を加えた4名の取締役において、改めて上記決議をしております。

<後略>

(訂正後)

本書提出日現在、当社は公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が、当社の主要株主であるNXHDとの間で、本応募合意株式(NXHD)を本公開買付けに応募する旨の本応募契約(NXHD)を締結していること、及び、本公開買付けは公開買付者が当社を完全子会社化することを前提として行われることから、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

<中略>

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見  
本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は北浜法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討しました。

その結果、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月30日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致(中山津久弘氏、小暮一寿氏、柏井省吾氏を除く当社の取締役3名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、大株主らの所有する当社株式について、公開買付者とNXHDとの間で本応募契約(NXHD)が締結されたことに加え、後記「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者はJR貨物との間でも応募契約又は不応募契約を締結する可能性があったことも踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、現在、NXHDの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、JR貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びにJR貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社の出身者であり、かつ、その関係上、JR貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、上記決議に参加しておらず、また上記決議にあたって行われた審議にも参加しておりません。もっとも、上記決議に参加していない、中山津久弘氏、小暮一寿氏及び柏井省吾氏が会社法上の特別利害関係人ではなかったと解釈された場合に、上記取締役会の定足数を確保する観点から、大株主らの役職員を現在兼任しておらず、3名の中で相対的に最も利害関係が小さいと考えられる柏井省吾氏を加えた4名の取締役において、改めて上記決議をしております。

<後略>

#### (7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

##### 本応募契約

公開買付者は、2026年1月30日付で、NXHD(所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)との間で、本応募契約を締結し、NXHDが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していることです。ただし、本応募契約締結後、NXHDが本応募契約に違反することなく、本公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を上回る金額に相当する取得対価(金銭に限りません。)によりNXHDが保有する当社株式を取得することを目的とする具体的かつ実現の蓋然性が高い取引に係る法的拘束力のある提案(以下「適格対抗公開買付け等」といいます。)がなされた場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、NXHD並びにその子会社及び関係会社の公開買付者及び当社との事業上の関係を考慮してもNXHDの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、本公開買付期間の末日までの間に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、NXHDが既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付け等に該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意していることです。その他、本応募契約において、公開買付者及びNXHDは、一般条項(解除条項(注1)、契約終了条項(注2)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議)について合意していることです。

なお、公開買付者は、本取引に関して、NXHDに対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていないとのことです。

- (注1) 本応募契約において、公開買付者及びNXHDは、本公開買付期間の末日までに限り、本応募契約に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約を解除することができること、並びに書面で合意した場合に本応募契約を解除できることが定められています。
- (注2) 本応募契約において、本公開買付けが撤回された場合、又は本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められています。

(訂正後)

#### 本応募契約(N X H D)

公開買付者は、2026年1月30日付で、N X H D(所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)との間で、本応募契約(N X H D)を締結し、N X H Dが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していることです。ただし、本応募契約(N X H D)締結後、N X H Dが本応募契約(N X H D)に違反することなく、本公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を上回る金額に相当する取得対価(金銭に限りません。)によりN X H Dが保有する当社株式を取得することを目的とする具体的かつ実現の蓋然性が高い取引に係る法的拘束力のある提案(以下「適格対抗公開買付け等」といいます。)がなされた場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、N X H D並びにその子会社及び関係会社の公開買付者及び当社との事業上の関係を考慮してもN X H Dの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、本公開買付期間の末日までの間に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、N X H Dが既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付け等に該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しているとのことです。その他、本応募契約(N X H D)において、公開買付者及びN X H Dは、一般条項(解除条項(注1)、契約終了条項(注2)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議)について合意しているとのことです。

なお、公開買付者は、本取引に関して、N X H Dに対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていないとのことです。

- (注1) 本応募契約(N X H D)において、公開買付者及びN X H Dは、本公開買付期間の末日までに限り、  
( )本応募契約(N X H D)に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は( )相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約(N X H D)を解除することができること、並びに書面で合意した場合に本応募契約(N X H D)を解除できることが定められています。
- (注2) 本応募契約(N X H D)において、本公開買付けが撤回された場合、又は 本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められています。

#### 本応募契約( J R 貨物)

公開買付者は、2026年2月17日付で、J R 貨物(所有株式数：194,200株、所有割合12.27%)との間で、本応募契約( J R 貨物)を締結し、J R 貨物が所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していることです。ただし、本応募契約( J R 貨物)締結後、J R 貨物が本応募契約( J R 貨物)に違反することなく、本公開買付期間の末日の7営業日前までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を10%以上上回る金額に相当する取得対価(金銭に限ります。)により当社株式を取得することを目的とする公開買付け(ただし、当社株式の全部の取得を企図するものであることを要します。以下「適格対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、J R 貨物の公開買付者及び当社との事業上の関係を考慮してもJ R 貨物の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、本公開買付期間の末日の3営業日前までの間に限り、事前に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、J R 貨物が既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付けに該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しているとのことです。その他、本応募契約( J R 貨物)において、公開買付者及びJ R 貨物は、一般条項(解除条項(注3)、契約終了条項(注4)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議、公表、反社会的勢力との関係の不存在)について合意しているとのことです。

なお、公開買付者は、本取引に関して、J R 貨物に対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていないとのことです。

- (注3) 本応募契約( J R 貨物)において、公開買付者及び J R 貨物は、本応募契約( J R 貨物)締結日から 3 営業日以内までに限り、( )本応募契約( J R 貨物)に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は( )相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約( J R 貨物)を解除することができる、並びに書面で合意した場合に本応募契約( J R 貨物)を解除できることが定められています。
- (注4) 本応募契約( J R 貨物)において、本公開買付けが撤回された場合、又は本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められています。

以 上